

○島根県建築基準法施行条例

昭和48年3月27日

島根県条例第20号

改正 昭和53年3月28日条例第17号
昭和56年10月13日条例第26号
昭和62年10月13日条例第26号
平成5年3月26日条例第19号
平成11年3月12日条例第2号
平成11年7月13日条例第30号
平成12年3月17日条例第1号
平成13年3月23日条例第23号
平成15年3月11日条例第33号
平成17年3月25日条例第5号
平成17年7月19日条例第56号
平成19年3月13日条例第6号
平成19年7月13日条例第50号
平成19年10月19日条例第64号
平成26年3月18日条例第1号
平成27年3月13日条例第21号
平成30年3月23日条例第24号
平成30年10月12日条例第34号
平成31年3月8日条例第21号
平成31年4月26日条例第27号
令和3年3月23日条例第20号
令和4年10月11日条例第34号
令和5年3月10日条例第15号
令和6年3月22日条例第28号
令和6年10月18日条例第50号
令和7年3月21日条例第18号
令和7年7月11日条例第39号
令和7年10月21日条例第42号
令和7年12月26日条例第57号

島根県建築基準法施行条例をここに公布する。

島根県建築基準法施行条例

島根県建築基準法施行条例（昭和35年島根県条例第55号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（平12条例1・全改）

（災害危険区域の指定）

第2条 法第39条第1項の災害危険区域（以下「災害危険区域」という。）は、別表第1に掲げる区域とする。

（災害危険区域内における建築の制限）

第3条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、知事が建築物の構造若しくは敷地の状況又は災害を防止するための措置の状況により建築物の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

（崖附近の建築物の制限）

第4条 崖（傾斜度が30度以上である土地で、高さが2メートルを超えるものをいう。以下同じ。）の上又は下に建築物を建築する場合（災害危険区域内において住居の用に供する建築物を建築する場合を除く。）において、当該建築物の位置が次に掲げる場所にあるときは、擁壁を設けなければならない。ただし、建築物の構造若しくは崖の状況又は崖の崩壊を防止するための措置の状況により建築物の安全上支障がないときは、この限りでない。

（1） 崖の上に建築物を建築するとき 崖の下端からの水平距離が崖の高さの1.5倍以内の場所

（2） 崖の下に建築物を建築するとき 崖の上端からの水平距離が崖の高さの1.5倍以内の場所

（平30条例34・一部改正）

（適用区域）

第5条 次条から第9条までの規定は、都市計画区域内に限り適用する。

（特殊建築物等の敷地と道路との関係）

第6条 別表第2に掲げる建築物の主要な出入口の面する側の敷地は、幅員4メートル（法第42条第1項の規定により知事が指定する区域内においては、6メートル）以上の道路に接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地がある場合その他これと同様の状況にある場合で、特定行政庁が避難又は通行の安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

2 別表第2に掲げる建築物の主要な出入口の面する側の敷地は、同表第1号に掲げる建築物（以下「劇場等」という。）にあってはその敷地の外周の長さの6分の1以上、同表第2号から第4号までに掲げる建築物にあっては3メートル以上前項の道路に接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地がある場合その他これと同様の状況にある場合で、特定行政庁が避難又は通行の安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

3 法第86条第1項又は第2項（法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。第7条第3項、第8条第3号及び第9条第2項において同じ。）の規定により1の敷地内にあるものとみなされる建築物で別表第2に掲げる建築物を含むものに対する前2項の規定の適用については、当該建築物は1の敷地内にあるものとみなす。この場合において、前2項中「建築物の主要な出入口の面する側の敷地」とあるのは、「建築物の敷地」とする。

（平5条例19・平11条例30・平17条例56・一部改正）

（劇場等の前面空地）

第7条 劇場等の主要な出入口の前面には、前条第1項の道路に接して、別表第3の左欄に定める区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める空地を設けなければならない。

2 劇場等の主要な出入口の前面に次の各号に該当する寄付きを設ける場合における前項の規定の適用については、当該寄付きを空地とみなし、その間口又は奥行を前項の空地の間口又は奥行に算入することができる。

（1） 柱、壁その他これらに類するものを有しないこと。

（2） 3メートル以上の高さを有すること。

3 前2項の規定は、法第86条第1項又は第2項の規定により1の敷地内にあるものとみなされる劇場等については、適用しない。

（平11条例30・平17条例56・一部改正）

（共同住宅の出入口と道路との関係）

第8条 共同住宅の主要な出入口は、道路に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

- (1) 階数が2以下で、かつ、延べ面積が300平方メートル以内であって、その主要な出入口が道路に通ずる幅員2メートル以上の敷地内の当該共同住宅の通路に面しているもの
 - (2) 耐火建築物又は準耐火建築物であって、その主要な出入口が道路に通ずる幅員2メートル以上の敷地内の当該共同住宅の通路に面しているもの
 - (3) 法第86条第1項又は第2項の規定により1の敷地内にあるものとみなされるもの
 - (4) 周囲に広い空地があり、特定行政庁が避難又は通行の安全上支障がないと認めたもの
- (平5条例19・平11条例30・平17条例56・一部改正)

(自動車車庫等の敷地と道路との関係)

第9条 自動車車庫(床面積の合計が50平方メートル以内であるものを除く。)又は自動車修理工場の用途に供する建築物(以下「自動車車庫等」という。)の敷地には、自動車の出入口を次の各号のいずれかに該当する道路に面して設けてはならない。ただし、特定行政庁が交通の安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 幅員6メートル未満の道路
- (2) 横断歩道若しくは交差点の側端又はまがりかどから5メートル以内の道路
- (3) 踏切又はトンネルから10メートル以内の道路

2 法第86条第1項又は第2項の規定により1の敷地内にあるものとみなされる建築物で自動車車庫等を含むものに対する前項の規定の適用については、当該建築物は1の敷地内にあるものとみなす。

(平11条例30・平17条例56・一部改正)

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第10条 法第56条の2第1項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、次の表の左欄に掲げる区域とし、同項の規定により平均地盤面からの高さとして法別表第4(は)欄に掲げる高さのうちから指定するものは次の表の中欄に掲げる高さとし、同項の規定によりそれぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号は、次の表の右欄に掲げる号とする。

対象区域	平均地盤面からの高さ	法別表第4(に)欄の号
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域		(2)
第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	4メートル	(2)
第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	4メートル	(2)

(昭53条例17・追加、昭62条例26・平5条例19・平15条例33・平30条例24・一部改正)

(手数料)

第11条 別表第4の左欄に掲げる者(市長若しくは市の建築主事若しくは建築副主事に対して申請し、若しくは通知しようとする者又は島根県を除く。)は、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

2 法第6条の3第1項の規定に基づき知事の構造計算適合性判定を受けようとする者は、1の知事の構造計算適合性判定を要する建築物(以下「適合性判定建築物」という。)につき別表第5の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

3 法第18条第5項の規定に基づき知事の構造計算適合性判定を求めようとする者は、1の適合性判定建築物につき別表第5の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、法第18条の2第1項の規定により知事の構造計算適合性判定を指定構造計算適合性判定機関に行わせる場合にあっては、当該構造計算適合性判定に係る手数料の納付を要しない。

5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。次項において「建築物省エネ省令」という。)第2条の規定が適用される建築物(同条第1項第2号若しくは第3号に該当する建築物又は建

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項及び次項において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。次項において「都市低炭素化法」という。）第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）を除く。）について、法第6条第1項の規定に基づく建築確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者（市長若しくは市の建築主事若しくは建築副主事に対して申請し、若しくは通知しようとする者又は島根県を除く。）は、別表第6の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

- 6 建築物省エネ省令第2条の規定が適用される建築物で、法第6条第1項の規定に基づく建築確認若しくは法第18条第3項の規定に基づく審査を受けた建築物又は建築物省エネ法第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）又は都市低炭素化法第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）について、法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に規定する通知に対する完了検査（以下この項において単に「完了検査」という。）を受けようとする者（市長若しくは市の建築主事若しくは建築副主事に対して申請し、若しくは通知しようとする者又は島根県を除く。）は、別表第6の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（特定建築行為（建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。）に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の建設住宅性能評価に限る。）を受けた住宅について完了検査を受けようとする場合にあっては、この限りでない。

（平12条例1・追加、平19条例6・平19条例64・平27条例21・令6条例28・令6条例50・令7条例18・令7条例39一部改正）

第12条 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（平12条例1・追加）

第13条 法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認、法第7条第1項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく完了検査及び法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査に係る建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該建築物等の確認の申請に係る手数料、完了検査の申請に係る手数料又は中間検査の申請に係る手数料の額は、第11条第1項の規定による額の2分の1の額とする。

- （1） 県内で実施される公共事業のため、補償を受けた建築物等に代わるものとして建築又は築造する場合
- （2） 建築物等が災害により滅失又は損壊した日から6月以内に被災者自ら使用するために建築又は築造する場合
- （3） 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅として建築する場合
- （4） 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第18条の規定により地方公共団体が賃貸住宅を建築する場合

2 法第86条第1項の規定に基づく1団地の建築物（2以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によって建築されるものに限る。）の特例の認定に係る建築物が前項第3号又は第4号に該当する場合は、当該認定の申請に係る手数料の額は、第11条第1項の規定による額の2分の1の額とする。

3 法第44条第1項第2号の規定に基づく公衆便所等の道路内における建築の許可に係る建築物が特に公衆の利便の増進に寄与するものと認められる場合は、当該許可の申請に係る手数料は免除する。

4 知事は、前3項に規定するもののほか、公益上特に必要があると認める場合は、手数料を減免することができる。

(平12条例 1・追加、平13条例23・平17条例56・平19条例 6・平27条例21・平31条例21・一部改正)

(罰則)

第14条 第3条、第4条、第6条、第7条第1項、第8条又は第9条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）は、20万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

(昭53条例17・旧第10条繰下、昭62条例26・一部改正、平12条例 1・旧第11条繰下)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽されたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

(昭53条例17・旧第11条繰下、平12条例 1・旧第12条繰下)

第16条 詐欺その他不正の行為により第11条に規定する手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

(平12条例 1・追加)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和53年条例第17号)

この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則 (昭和56年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年条例第26号)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和62年規則第72号で昭和62年11月16日から施行)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成5年条例第19号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に改正法第1条の規定による改正前の都市計画法の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物については、改正法附則第4条の規定が適用される間は、第2条の規定による改正前の島根県建築基準法施行条例第10条の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成11年条例第2号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第30号)

(施行期日)

島根県建築基準法施行条例

- 1 この条例は、平成11年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を受けた建築物で当該確認の際にこの条例の規定による改正前の島根県建築基準法施行条例第6条第1項ただし書若しくは第2項ただし書、第8条第3号又は第9条ただし書に該当すると認められたものについては、それぞれ、この条例による改正後の島根県建築基準法施行条例第6条第1項ただし書若しくは第2項ただし書、第8条第4号又は第9条第1項ただし書の規定による特定行政庁の認定を受けたものとみなす。

附 則（平成12年条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（島根県建築基準法施行条例の一部改正に伴う経過措置）

- 11 施行日前にした知事又は県の建築主事に対する確認等の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 12 平成11年4月30日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）第6条第1項（法第87条の2第1項又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請がされた建築物、建築設備又は工作物に係る施行日以後の法第7条第1項（法第87条の2第1項又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の検査の申請については、第54条の規定による改正後の島根県建築基準法施行条例第11条の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

- 13 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年条例第23号）

この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成13年5月18日）

附 則（平成15年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第5号）

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成17年条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第6号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）から（3）まで 略

（4） 第14条の規定 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）

附則第1条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

（政令で定める日＝平成19年6月20日）

附 則（平成19年条例第50号）

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成19年法律第19号）附則第1条の政令で定める日から施行する。

（政令で定める日＝平成19年9月28日）

附 則（平成19年条例第64号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成19年11月30日から施行する。

附 則（平成26年条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第21号）

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第24号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年条例第21号）

改正 平成31年4月26日条例第27号

この条例中第1条及び第3条の規定は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、第2条の規定は令和元年10月1日から施行する。

（施行の日＝令和元年6月25日）

（平31条例27・一部改正）

附 則（平成31年条例第27号）

この条例は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝令和元年5月1日）

附 則（令和3年条例第20号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年条例第15号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年条例第28号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年条例第50号）

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（政令で定める日＝令和6年11月1日）

附 則（令和7年条例第18号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年条例第42号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第57号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（昭56条例26・平17条例5・一部改正）

（1）急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾

斜地崩壊危険区域内で知事が指定する区域

(2) 仁多郡奥出雲町八川（坂根上）地内で知事が指定する区域

別表第2（第6条関係）

（昭56条例26・平5条例19・平11条例2・平11条例30・令3条例20・一部改正）

- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、百貨店又は床面積の合計が1,500平方メートルを超えるマーケット若しくは物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物
- (2) マーケット若しくは物品販売業を営む店舗（前号に掲げるものを除く。）、バー、料理店又は飲食店の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの
- (3) 法別表第1（い）欄（二）項から（四）項までに掲げる用途に供する建築物（前2号に掲げる用途に供するものを除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、階数が3以上の建築物又は延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える建築物

別表第3（第7条関係）

（昭56条例26・一部改正）

区分		空地	
		奥行	間口
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物	客席の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	2メートル以上	出入口の幅（その幅が3メートル未満である場合においては、3メートル）以上
	客席の床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル未満のもの	3メートル以上	
	客席の床面積の合計が500平方メートル以上のもの	5メートル以上	
百貨店又は床面積の合計が1,500平方メートルをこえるマーケット若しくは物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物		2メートル以上	

別表第4（第11条関係）

（平12条例1・追加、平13条例23・平15条例33・平17条例56・平19条例6・平19条例50・平19条例64・平26条例1・平27条例21・平30条例24・平30条例34・平31条例21・令4条例34・令5条例15・令6条例28・令7条例18・令7条例42・令7条例57・一部改正）

1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者	
(1) (2)に掲げる場合以外の場合	
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 9,050円
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 16,600円
ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 26,500円

エ 床面積の合計が ⁶ 200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき 28,900円
オ 床面積の合計が ⁶ 300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき 38,100円
カ 床面積の合計が ⁶ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき 68,600円
キ 床面積の合計が ⁶ 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき 115,000円
ク 床面積の合計が ⁶ 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき 208,000円
ケ 床面積の合計が ⁶ 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき 347,000円
コ 床面積の合計が ⁶ 50,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知 1 件につき 612,000円
(2) 確認又は審査を受けようとする計画に法第87条の4の昇降機の設置を含む場合	
ア 昇降機を設置する場合（イに掲げる場合を除く。）	昇降機 1 基につき (1)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に25,100円を加算した額
イ 確認又は審査を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合	昇降機 1 基につき (1)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に15,200円を加算した額
2 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者	
(1) 建築設備を設置する場合（(2)に掲げる場合を除く。）	1の建築設備につき 25,100円
(2) 確認又は審査を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	1の建築設備につき 15,200円
3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者	
(1) 工作物を築造する場合（(2)に掲げる場合を除く。）	1の工作物につき 18,800円
(2) 確認又は審査を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	1の工作物につき 11,700円
4 法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項の規定に基づく検査を受けようとする者	
(1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合	
ア 床面積の合計が ⁶ 30平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき 14,000円
イ 床面積の合計が ⁶ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき 21,900円
ウ 床面積の合計が ⁶ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき 33,400円
エ 床面積の合計が ⁶ 200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき

	43,700円
オ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 46,800円
カ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 59,000円
キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 68,400円
ク 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 124,000円
ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 190,000円
コ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき 381,000円
(2) 完了検査を受けようとする建築物が、法第7条の3第1項の規定に基づく 中間検査を受けた建築物又は法第18条第29項の規定に基づく検査を受けた建 築物である場合（以下この項において「中間検査を受けた場合」という。）	
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 13,800円
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 21,600円
ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 33,100円
エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 43,300円
オ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 46,300円
カ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 57,700円
キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 66,400円
ク 床面積の合計が、2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 120,000円
ケ 床面積の合計が、10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 180,000円
コ 床面積の合計が、50,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき 370,000円
(3) 完了検査又は法第18条第21項の規定に基づく検査を受けようとする建築物 に法第87条の4の昇降機の設置を含む場合	昇降機1基につき (1)の区分 (中間検査を受けた場合にあっては、(2)の区分)に従い、それぞれ当該手数料の額に39,300円 を加算した額

4の2 法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査又は法第18条第29項の規定に基づく検査を受けようとする者	
(1) 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 13,700円
(2) 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 20,900円
(3) 中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 31,800円
(4) 中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 41,400円
(5) 中間検査を行う部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 42,800円
(6) 中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 50,100円
(7) 中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 51,200円
(8) 中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 100,000円
(9) 中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 160,000円
(10) 中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき 331,000円
5 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項の規定に基づく検査を受けようとする者	1の建築設備につき 39,300円
6 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項の規定に基づく検査を受けようとする者	1の工作物につき 30,000円
7 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定を受けようとする者	申請1件につき 120,000円
8 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道との関係の建築の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
8の2 法第43条第2項第2号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の許可を受けようとする者	申請1件につき 33,700円
9 法第44条第1項第2号の規定に基づく公衆便所等の道路内における建築の許可を受けようとする者	申請1件につき 33,700円
10 法第44条第1項第3号の規定に基づく道路内における建築の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
11 法第44条第1項第4号の規定に基づく公共用歩廊等の道路内における建築の許可を受けようとする者	申請1件につき 161,000円

12 法第47条ただし書の規定に基づく壁面線外における建築の許可を受けようとする者	申請 1 件につき 161,000円
13 法第48条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第 2 項若しくは第 3 項又は法第88条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域等における建築等の許可を受けようとする者	申請 1 件につき 182,000円
13の 2 法第48条第16項第 1 号（法第88条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特例許可を受けた建築物等の増築等の特例許可を受けようとする者	申請 1 件につき 107,000円
13の 3 法第48条第16項第 2 号（法第88条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく騒音等の対策を講じた日常生活に必要な建築物等の建築等の特例許可を受けようとする者	申請 1 件につき 135,000円
14 法第51条ただし書（法第87条第 2 項若しくは第 3 項又は法第88条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可を受けようとする者	申請 1 件につき 161,000円
14の 2 法第52条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定を受けようとする者	申請 1 件につき 27,300円
15 法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可を受けようとする者	申請 1 件につき 161,000円
15の 2 法第53条第 4 項又は第 5 項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可を受けようとする者	申請 1 件につき 161,000円
16 法第53条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可を受けようとする者	申請 1 件につき 33,700円
17 法第53条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号（法第57条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積の最低限度の特例の許可を受けようとする者	申請 1 件につき 161,000円
18 法第55条第 2 項の規定に基づく建築物の高さの特例の認定を受けようとする者	申請 1 件につき 27,300円
19 法第55条第 3 項又は第 4 項各号の規定に基づく建築物の高さの許可を受けようとする者	申請 1 件につき 161,000円
20 法第56条の 2 第 1 項ただし書の規定に基づく日影による建築物の高さの特例の許可を受けようとする者	申請 1 件につき 161,000円
21 法第57条第 1 項の規定に基づく高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	申請 1 件につき 27,300円
21の 2 法第57条の 4 第 1 項ただし書の規定に基づく特例容積率適用地区における建築物の高さの最高限度の特例の許可を受けようとする者	申請 1 件につき 161,000円
21の 3 法第58条第 2 項の規定に基づく高度地区における建築物の高さの最高限度の特例の許可を受けようとする者	申請 1 件につき 161,000円

22 法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例の許可を受けようとする者	申請1件につき 161,000円
23 法第59条第4項の規定に基づく高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可を受けようとする者	申請1件につき 161,000円
24 法第59条の2第1項の規定に基づく敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例の許可を受けようとする者	申請1件につき 161,000円
25 法第68条第1項第2号の規定に基づく景観地区における建築物の高さの最高限度又は最低限度の特例の許可を受けようとする者	申請1件につき 161,000円
26 法第68条第2項第2号の規定に基づく景観地区における建築物の壁面の位置の制限の特例の許可を受けようとする者	申請1件につき 161,000円
26の2 法第68条第3項第2号の規定に基づく景観地区における建築物の敷地面積の最低限度の特例の許可を受けようとする者	申請1件につき 161,000円
26の3 法第68条第5項の規定に基づく景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
27 法第68条の3第1項の規定に基づく再開発等促進区等の区域における建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく再開発等促進区等の区域における建築物の建蔽率又は同条第3項の規定に基づく再開発等促進区等の区域における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
28 法第68条の3第4項の規定に基づく再開発等促進区等の区域における建築物の各部分の高さの許可を受けようとする者	申請1件につき 161,000円
28の2 法第68条の3第7項（法第87条第2項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく開発整備促進区の区域における法別表第2（か）項に掲げる建築物の用途地域等における建築等の制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
28の3 法第68条の4の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
28の4 法第68条の5の2の規定に基づく防災街区整備地区計画の区域における建築物の容積率の特例に係る認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
28の5 法第68条の5の3第2項の規定に基づく地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可を受けようとする者	申請1件につき 161,000円
29 法第68条の5の5第1項の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限又は同条第2項の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
30 法第68条の5の6の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の建蔽率に関する制限の特例の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
31 法第68条の7第5項の規定に基づく予定道路に係る建築物の容積率に関する特例の許可を受けようとする者	申請1件につき 161,000円
32 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可を受けようとする者	申請1件につき 120,000円

32の2 法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可を受けようとする者	申請1件につき 161,000円
33 法第86条第1項の規定に基づく1団地の建築物（2以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によって建築等をするものに限る。）の特例の認定を受けようとする者	建築物の数が2以下である場合にあっては78,300円、建築物の数が3以上である場合にあっては78,300円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
34 法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の認定を受けようとする者	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては78,300円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,300円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
34の2 法第86条第3項の規定に基づく建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で2以上のものが広い空地を有する1団地を形成している場合において、当該1団地の建築物（2以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によって建築等をするものに限る。）の各部分の高さ又は容積率の特例の許可を受けようとする者	建築物の数が2以下である場合にあっては221,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては221,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
34の3 法第86条第4項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計により建築等をし、かつ、敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例の許可を受けようとする者	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては221,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては221,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
35 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定を受けようとする者	建築物（新築又は増築等に係るものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては78,300円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,300円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
35の2 法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に関する制限の適用除外に係る許可を受けようとする者	建築物（新築又は増築等に係るものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては221,000円、建築物の数

	が2以上である場合にあっては 221,000円に1を超える建築物 の数に28,000円を乗じて得た額 を加算した額
35の3 法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可を受けようとする者	建築物（新築又は増築等に係るものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては221,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては221,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
36 法第86条の5第1項の規定に基づく1の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しを受けようとする者	6,480円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
37 法第86条の6第2項の規定に基づく1団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
38 法第86条の8第1項又は第87条の2第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る工事の全体計画の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
39 法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定を受けた工事の全体計画の変更の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
40 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等としての使用の許可を受けようとする者	申請1件につき 120,000円
41 法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等としての使用の許可を受けようとする者	申請1件につき 161,000円
42 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。次項において「政令」という。）第137条の12第11項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
43 政令第137条の12第12項の規定に基づく建築物の道路内の建築制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円

備考

1 この表の1の項の床面積の合計は、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからエまでに定める面積について算定する。

ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

2 この表の4の項の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

別表第5（第11条関係）

（平19条例6・追加、平26条例1・平31条例21・一部改正）

床面積の合計		手数料の額
構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの	1,000平方メートル以内のもの	161,000円
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	196,000円
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	214,000円
	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	265,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	436,000円
構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラム以外のものによるもの	1,000平方メートル以内のもの	213,000円
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	282,000円
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	323,000円
	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	425,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	772,000円

備考 この表の床面積の合計は、適合性判定建築物ごとに構造計算適合性判定を行う部分について算定する。

別表第6（第11条関係）

（令7条例18・追加、令7条例42・一部改正）

1 第11条第5項に規定する建築確認又は審査	
(1) 建築確認又は審査を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合	
ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	13,000円
イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	14,000円
(2) 建築確認又は審査を受けようとする建築物が共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一户建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年／経済産業省／国土交通省／令第1号。以下この項において「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。次項において同じ。）を有しないものをいう。）又は住宅部分（基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）のみの増築若しくは改築をする複合建築物（基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。）の場合	

ア 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	24,400円
イ 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	38,400円
ウ 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,700円
エ 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	77,700円
2 第11条第6項に規定する完了検査	
(1) 検査を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合	5,000円
(2) 検査を受けようとする建築物が住宅部分を有する場合	
ア 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	10,000円
イ 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円
ウ 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,700円
エ 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	82,500円
(3) 検査を受けようとする建築物が非住宅部分（工場その他のこれに類するもので知事が定めるものの部分を除く。以下この号において同じ。）を有する場合	
ア 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	10,000円
イ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	17,100円
ウ 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,900円
エ 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	83,800円
オ 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	132,000円
カ 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円
キ 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	206,000円
(4) (2)及び(3)のいずれにも該当する場合	(2)及び(3)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額